

ソフトバンクでんき for Biz 料金表

[低 圧]

ソフトバンクでんき (Powered by SB パワー)

令和 5 年 9 月 13 日実施

SB パワー 株 式 会 社

ソフトバンクでんき for Biz 料金表[低圧]

目 次

1	対象となるお客さま.....	1
2	料金表等の変更.....	1
3	電気料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	北海道電力エリアの場合の電気料金.....	1
	(1) 従量電灯 B.....	1
	(2) 従量電灯 C.....	2
	(3) 低圧電力.....	2
5	東北電力エリアの場合の電気料金.....	3
	(1) 従量電灯 B.....	3
	(2) 従量電灯 C.....	3
	(3) 低圧電力.....	4
6	東京電力エリアの場合の電気料金.....	4
	(1) 従量電灯 B.....	4
	(2) 従量電灯 C.....	5
	(3) 低圧電力.....	5
7	中部電力エリアの場合の電気料金.....	5
	(1) 従量電灯 B.....	5
	(2) 従量電灯 C.....	6
	(3) 低圧電力.....	6
8	関西電力エリアの場合の電気料金.....	7
	(1) 従量電灯 A.....	7
	(2) 従量電灯 B.....	7
	(3) 低圧電力.....	7
9	中国電力エリアの場合の電気料金.....	8
	(1) 従量電灯 A.....	8
	(2) 従量電灯 B.....	8
	(3) 低圧電力.....	8
10	四国電力エリアの場合の電気料金.....	9
	(1) 従量電灯 A.....	9
	(2) 従量電灯 B.....	9
	(3) 低圧電力.....	9
11	九州電力エリアの場合の電気料金.....	10

(1) 従量電灯 B.....	10
(2) 従量電灯 C.....	11
(3) 低圧電力.....	11
12 沖縄電力エリアの場合の電気料金	11
(1) 従量電灯.....	11
(2) 低圧電力.....	12
13 Biz 個別割引額	12
14 契約解除料	13
15 燃料費調整	14
16 その他.....	15
附 則.....	16

ソフトバンクでんき for Biz 料金表

1 対象となるお客さま

このソフトバンクでんき for Biz 料金表[低圧]（以下「この Biz 料金表」といいます。）は、ソフトバンクでんき for Biz サービス約款[低圧]（以下、「Biz 約款」といいます。）が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この Biz 料金表を変更する場合には、Biz 約款第 3 条（供給条件の変更）を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、Biz 約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この Biz 料金表または Biz 約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の Biz 料金表または Biz 約款によります。

3 電気料金単価に係る消費税等相当額

この Biz 料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、() 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	340円00銭 (374円00銭)
契約電流 15 アンペア	510円00銭 (561円00銭)
契約電流 20 アンペア	680円00銭 (748円00銭)
契約電流 30 アンペア	1,020円00銭 (1,122円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,360円00銭 (1,496円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,700円00銭 (1,870円00銭)
契約電流 60 アンペア	2,040円00銭 (2,244円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	32円22銭 (35円44銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	37円94銭 (41円73銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円32銭 (45円45銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz 約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	367 円 00 銭 (403 円 70 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	340 円 00 銭 (374 円 00 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	32円22銭 (35円44銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	37円94銭 (41円73銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円32銭 (45円45銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,221 円 00 銭 (1,343 円 10 銭)
---------------	-----------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	26円30銭 (28円93銭)	26円30銭 (28円93銭)

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	336円00銭 (369円60銭)
契約電流 15 アンペア	504円00銭 (554円40銭)
契約電流 20 アンペア	672円00銭 (739円20銭)
契約電流 30 アンペア	1,008円00銭 (1,108円80銭)
契約電流 40 アンペア	1,344円00銭 (1,478円40銭)
契約電流 50 アンペア	1,680円00銭 (1,848円00銭)
契約電流 60 アンペア	2,016円00銭 (2,217円60銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円01銭 (29円71銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円15銭 (36円46銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円74銭 (40円41銭)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、Biz約款別表2(燃料費調整)およびBiz約款別表5(電力市場連動調整)によって算定された基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算または減算した後のものとし、)と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	326 円 90 銭 (359 円 58 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	336 円 00 銭 (369 円 60 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円01銭 (29円71銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円15銭 (36円46銭)

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円74銭 (40円41銭)
----------------------------	-----------------

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,182円63銭 (1,300円89銭)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	24円75銭 (27円22銭)	23円43銭 (25円77銭)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	268円40銭 (295円24銭)
契約電流 15 アンペア	402円60銭 (442円86銭)
契約電流 20 アンペア	536円80銭 (590円48銭)
契約電流 30 アンペア	805円20銭 (885円72銭)
契約電流 40 アンペア	1,073円60銭 (1,180円96銭)
契約電流 50 アンペア	1,342円00銭 (1,476円20銭)
契約電流 60 アンペア	1,610円40銭 (1,771円44銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円28銭 (30円00銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円28銭 (36円60銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円00銭 (40円69銭)

ハ 最 低 月 額 料 金

イ、ロ、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) および Biz 約款別表 5 (電力市場連動調整)

によって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額を加算または減算した後のものとしします。）と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	292 円 20 銭 (321 円 42 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	268 円 40 銭 (295 円 24 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 28 銭 (30 円 00 銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 28 銭 (36 円 60 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37 円 00 銭 (40 円 69 銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,034 円 97 銭 (1,138 円 46 銭)
-----------------	-----------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	25 円 00 銭 (27 円 49 銭)	23 円 57 銭 (25 円 92 銭)

7 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用

しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	270円00銭 (297円00銭)
契約電流 15 アンペア	405円00銭 (445円50銭)
契約電流 20 アンペア	540円00銭 (594円00銭)
契約電流 30 アンペア	810円00銭 (891円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,080円00銭 (1,188円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,350円00銭 (1,485円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,620円00銭 (1,782円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円40銭 (21円33銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円46銭 (25円80銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円14銭 (28円75銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	241 円 88 銭 (266 円 06 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭 (297 円 00 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円40銭 (21円33銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円46銭 (25円80銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円14銭 (28円75銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とい

たします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,071円59銭 (1,178円74銭)
---------------	-----------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	15円54銭 (17円09銭)	14円13銭 (15円54銭)

8 関西電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	394円01銭 (433円41銭)
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円47銭 (20円31銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円38銭 (25円71銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円10銭 (28円70銭)

(2) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	379円04銭 (416円94銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円29銭 (17円91銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	19円20銭 (21円12銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円49銭 (23円63銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,000円77銭 (1,100円84銭)
---------------	-----------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	13円12銭 (14円43銭)	11円78銭 (12円95銭)

9 中国電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	647円89銭 (712円67銭)
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭 (32円83銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35円92銭 (39円51銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円85銭 (41円63銭)

(2) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	392円64銭 (431円90銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円40銭 (30円14銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円94銭 (36円23銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円64銭 (38円10銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,043円50銭 (1,147円85銭)
---------------	-----------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	24円53銭 (26円98銭)	23円36銭 (25円69銭)

10 四国電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606円37銭 (667円00銭)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	27円88銭 (30円66銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円90銭 (37円28銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円09銭 (40円79銭)

(2) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	361円00銭 (397円10銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	24円79銭 (27円26銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	29円81銭 (32円79銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円47銭 (35円71銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,076円10銭 (1,183円71銭)
---------------	-----------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	23円62銭 (25円98銭)	22円31銭 (24円54銭)

11 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	287円50銭 (316円24銭)
契約電流 15 アンペア	431円25銭 (474円36銭)
契約電流 20 アンペア	575円00銭 (632円48銭)
契約電流 30 アンペア	862円50銭 (948円72銭)
契約電流 40 アンペア	1,150円00銭 (1,264円96銭)
契約電流 50 アンペア	1,437円50銭 (1,581円20銭)
契約電流 60 アンペア	1,725円00銭 (1,897円44銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円62銭 (18円28銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円71銭 (23円88銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円44銭 (26円88銭)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、Biz約款別表2(燃料費調整)およびBiz約款別表5(電力市場連動調整)によって算定された基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算または減算した後のもの)と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	303円88銭 (334円26銭)
--------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	287円50銭 (316円24銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円62銭 (18円28銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円71銭 (23円88銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円44銭 (26円88銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	930円21銭 (1,023円23銭)
---------------	---------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	15円70銭 (17円27銭)	14円17銭 (15円58銭)

12 沖縄電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	582円50銭 (640円75銭)
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	36円43銭 (40円07銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	41円47銭 (45円61銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円27銭 (47円59銭)

(2) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,265円80銭 (1,392円37銭)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金それぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	29円09銭 (31円99銭)	27円82銭 (30円60銭)

13 Biz 個別割引額

(1) 当社は、従量電灯、従量電灯A、従量電灯B及び従量電灯Cの料金単価につき、このBiz料金表に定める料金単価、に対して個別の割引料金（以下「Biz個別割引額」といいます。）を適用します。ただし、(4)（Biz個別割引額の適用廃止またはBiz個別割引率の変更等）のイからホのいずれかに該当する場合は、Biz個別割引額を適用いたしません。

Biz個別割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{Biz 個別割引額} = (2) \text{に定める割引対象額} \times (3) \text{に定める Biz 個別割引率}$$

(2) 割 引 対 象 額

割引対象額は、契約種別に応じ、次のいずれかによって算定された金額といたします。なお、割引対象額には、Biz約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびBiz約款別表2（燃料費調整）のニによって算定された燃料費調整額を含まないものといたします。

イ 割引対象額＝このBiz料金表の〔北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリアおよび九州電力エリア〕の従量電灯Bの電気料金に定める三段階目の電力量料金

ロ 割引対象額＝このBiz料金表の〔北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリアおよび九州電力エリア〕の従量電灯Cの電気料金に定める三段階目の電力量料金

ハ 割引対象額＝このBiz料金表の〔関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国

電力エリア]の従量電灯 A の電気料金に定める三段階目の電力量料金

ニ 割引対象額=この Biz 料金表の〔関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリア]の従量電灯 B の電気料金に定める三段階目の電力量料金

ホ 割引対象額=この Biz 料金表の〔沖縄電力エリア]の従量電灯の電気料金に定める三段階目の電力量料金

(3) Biz 個別割引率

Biz 個別割引額の割引率（以下「Biz 個別割引率」といいます。）は、需給契約ごとに当社または SB が個別に決定します。Biz 個別割引率は、パーセンテージで小数点以下第 2 位までの値といたします。

(4) Biz 個別割引額の適用廃止または Biz 個別割引率の変更等

当社は、次のいずれかに該当する場合、Biz 個別割引額の適用を廃止し、または Biz 個別割引率を変更するがあります。これらの事由に該当するか否かの判定は、毎月 20 日時点での需給契約の内容に基づき行なうものとし、その翌月以降の当社が指定した月より Biz 個別割引額の適用を廃止し、または Biz 個別割引率を変更するものとします。

イ 需給契約の申込み後に需給契約の申込みを取り消した場合

ロ 需給契約の成立後に需給契約が消滅した場合

ハ Biz 約款の対象となる需給契約の数、契約電流、契約容量または契約電力が変更になった場合

ニ Biz 約款の改定による電気料金単価の変更、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率の変更、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の託送供給に関する供給条件等の改定、関連する法令等の改正があった場合

ホ その他当社が必要と判断した場合

14 契約解除料

Biz 約款第 45 条（契約解除料の申受け）に該当する場合の契約解除料は、従量電灯、従量電灯 A、従量電灯 B 及び従量電灯 C は次の金額といたします。

1 需給契約につき	8,910 円 (9,800 円)
-----------	-------------------

低圧電力の契約解除料は次の金額といたします。

1 需給契約につき	4,546円 (5,000円)
-----------	-----------------

15 燃料費調整

Biz 約款別表 2 (燃料費調整) における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付 表〕

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格
北海道電力エリア	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
北海道電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北電力エリア	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東北電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東京電力エリア	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国電力エリア	$\alpha = 0.0406$	21 銭 2 厘 (3 円 18 銭 5 厘)	80,300 円
	$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 1.1994$		
中国電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘 (1 銭 7 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		

	$\gamma = 0.0000$		
四国電力エリア	$\alpha = 0.0875$	15 銭 4 厘 (1 円 69 銭 4 厘)	80,000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0 銭 3 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.0065$	27 銭 3 厘 (2 円 72 銭 8 厘)	81,500 円
	$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1152$		
沖縄電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	2 銭 6 厘 (26 銭 4 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

*九州電力エリアの燃料費調整は、九州本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

16 その他

このBiz料金表において定義のない言葉の意味およびこのBiz料金表に定めのないその他の事項については、Biz約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

このBiz料金表は、令和5年9月13日から実施いたします。

令和5年9月13日

 SB Power

東京都港区海岸一丁目7番1号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 中野 明彦
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕